

## 審査基準

平成19年 9月 1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：獵銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：石川県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>火薬類取締法第25条第1項・第2項（獵銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（獵銃用火薬類等の特則）、 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手続）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。</p>
標準処理期間：5日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全担当課
問い合わせ先：警察本部生活安全企画課保安係 (TEL:076-225-0110 内線3044)
備 考：